

第49回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時 2025年2月20日(木)午後3時
(開場 午後2時30分)

開催場所 トラストシティ カンファレン
ス・丸の内 Room3+4
東京都千代田区丸の内1丁目8番地1号
丸の内トラストタワーN館11階

決議事項 議案
監査等委員でない取締役2名選任の件

＜インターネットまたは書面（郵送）による
議決権行使について＞

株主総会に当日ご出席されない場合は、インターネ
ットまたは議決権行使書用紙にて下記期限までに議
決権を行ってくださいようお願い申し上げます。

議決権行使期限：
2025年2月19日(水) 午後5時45分

＜目次＞

第49回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	6
事業報告	7
連結計算書類	19
計算書類	21
監査報告	23

電子提供制度及び議決権行使に関するご案内

当社は電子提供制度に基づくウェブサイトへの掲載に加え、**従来通り、株主総会資料を株主様にお送りしております。**
また、インターネットによる議決権行使を導入しております。**議決権行使の詳細につきましては4ページをご参照ください。**

株 主 各 位

証券コード 6664

2025年2月5日

埼玉県蕨市塚越4丁目12番17号

株式会社オプトエレクトロニクス

代表取締役社長 俵 政美

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.opto.co.jp/ir/events/meetings.html>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「オプトエレクトロニクス」または「コード」に当社証券コード「6664」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類 / PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知 / 株主総会資料」欄よりご確認ください。）

当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、インターネットまたは本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙にて議案に対する賛否をご表示いただき、**2025年2月19日（水曜日）午後5時45分**までに議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年2月20日（木曜日）午後3時（開場 午後2時30分）
2 場 所	東京都千代田区丸の内1丁目8番地1号 丸の内トラストタワーN館11階 トラストシティ カンファレンス・丸の内 Room3+4 ご来場の際は末尾の「定時株主総会会場ご案内図」を良くご確認ください。
3 目的事項	報告事項 1. 第49期（2023年12月1日から2024年11月30日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算 書類監査結果報告の件 2. 第49期（2023年12月1日から2024年11月30日まで） 計算書類報告の件 決議事項 議案 監査等委員でない取締役2名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	・ インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 ・ インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 ・ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 ・ 後述の【議決権行使についてのご案内】もあわせてご参照ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 会社法改正により、電子提供措置事項について前頁に記載の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「主要な事業内容」「主要な事業所」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成する際に監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

＜その他ご注意事項＞

- 当日の受付開始は、午後2時30分を予定しております。会場設営のため、該当時間以前でのご入場はご遠慮願います。
- インフルエンザ等の感染拡大防止のため、発熱やせきなどの症状により当日の健康状態に不安がある場合は、事前にインターネットまたは書面にて議決権行使いただき、ご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。
- 製品の展示・デモンストレーション等は引き続き取りやめとしております。
- 接触感染防止の観点から、お飲み物の配布を中止いたします。
- 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産をご用意しておりません。
- 今後の状況により本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、上記の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
- 株主総会の決議の結果につきましては、書面による「定時株主総会決議ご通知」のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年2月20日(木) 午後3時(開場 午後2時30分)

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限

2025年2月19日(水) 午後5時45分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年2月19日(水) 午後5時45分到着分まで

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

※ インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使について

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



① 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

② 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ 午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
フリーダイヤル 0120-173-027（9:00～21:00、通話料無料）

株主総会参考書類

議案

監査等委員でない取締役2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	たわら まさみ 俵 政美 (1948年5月11日)	1972年 4月 コロンビア貿易株式会社 入社 1976年12月 当社設立 1977年 3月 コロンビア貿易株式会社 退社 1978年 2月 当社代表取締役社長 1984年 3月 Opticon,Inc. 代表取締役 1987年 8月 Opticon Sensors Europe B.V. 代表取締役社長 1990年11月 同社代表取締役社長 退任 1997年 2月 当社代表取締役会長 2001年12月 当社代表取締役社長（現任） 2007年 7月 Opticon,Inc. 取締役会長 2009年 6月 北海道電子工業株式会社 代表取締役社長（現任） 2013年 6月 Opticon,Inc. 取締役会長 退任	1,180,100株
2	うしき たかし 丑木 崇 (1987年7月1日) ※新任	2010年 4月 当社入社 当社開発部 (主な業務) ・バーコードスキャナの柔軟な読取仕様を設定可能にする 特許技術の開発 ・2次元バーコードスキャナ向け画像認識プログラムの開発 ・オフライン製品における追加機能（暗号化技術を活用した 認証システム）の設計 2020年 4月 当社開発部 推進メンバー（現任）	一株

- (注) 1. 丑木崇氏を取締役候補者とした理由は、今後ソフトウェア技術の競争力強化が当社の重要な課題となる中で、当社グループ全体の技術革新を推進すること、当社グループ全体のガバナンス強化に向けて、データ共有や経営資源の効率的な活用を通じた社内システム、業務フローの構築を担うことが期待できることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

事業報告 (2023年12月1日から2024年11月30日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2023年12月1日～2024年11月30日）の世界経済は、ロシア・ウクライナ戦争、ガザ地区での紛争の長期化などの世界情勢のもと、中国の景気が構造的な内需不足により足踏み状態にあるものの、米国・欧州の景気は総じて持ち直している傾向にあります。自動認識業界の世界的な状況としては、部品価格が上昇する一方、顧客の設備投資の抑制等により需要が減少していること等から、厳しい状況が続いております。

当社グループにおいても、2022年11月期から続いていた主要部品の調達難については解消されたものの、米国並びに欧州・アジア他においては業界不況のあおりを受け、さらに日本においては主要取引先において在庫調整が続いております。

このような状況の中、当連結会計年度における当社グループは、前年度比で減収、営業利益及び経常利益は減益となりました。

当社グループの売上高は、63億42百万円（前年同期比7.8%減）となりました。

セグメントの売上高の内訳は、日本は27億62百万円（前年同期比10.9%減）、米国は14億6百万円（前年同期比6.0%増）、欧州・アジア他は21億74百万円（前年同期比11.2%減）となりました。

日本においては、引き続き主要取引先において在庫調整が続いていること等から、前年度比で売上減となりました。

米国においては、円安の影響で円貨ベースの売上は前年度比で売上増となりましたが、業界不況のあおりを受け、さらに在庫調整が続いていることにより、外貨ベースでは減収となっております。また、欧州・アジア他においても、業界不況のあおりを受け、さらに在庫調整が続いていることにより、前年度比で売上減となりました。

利益面では、営業損失5億32百万円（前年度は4億62百万円の営業損失）、経常損失6億14百万円（前年度は4億90百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失6億72百万円（前年度は8億15百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。主な要因は、売上高の減少により粗利が減少したことによるものです。

当社単体につきましては、売上高は27億62百万円（前年度比10.9%減）、経常損失は1億77百万円（前年度は14百万円の経常損失）、当期純損失は1億81百万円（前年度は67百万円の当期純損失）となりました。

地域別売上高及び製品別売上高の状況は、次のとおりであります。

セグメント	第48期（2023年11月期） （前連結会計年度）		第49期（2024年11月期） （当連結会計年度）		増減率（%）
	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）	
日本	3,101,643	45.1	2,762,113	43.5	△10.9
米国	1,326,880	19.3	1,406,129	22.2	6.0
欧州・アジア他	2,449,597	35.6	2,174,267	34.3	△11.2
合 計	6,878,121	100.0	6,342,509	100.0	△7.8

製品	第48期（2023年11月期） （前連結会計年度）		第49期（2024年11月期） （当連結会計年度）		増減率（%）
	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）	
スキャナ	3,072,141	44.7	2,694,095	42.5	△12.3
ターミナル	1,333,574	19.4	1,134,140	17.9	△15.0
モジュールその他	2,472,405	35.9	2,514,273	39.6	1.7
合 計	6,878,121	100.0	6,342,509	100.0	△7.8

<主な製品>



2次元ハンディスキャナ
[L-46XS]



Android™11搭載
ハンディターミナル
[H-35]



2次元モジュール
[MDI-4700]

（注）製品の詳細につきましては、当社ウェブサイト（<https://www.opto.co.jp/products.html>）の「製品情報」をご参照ください。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は、1億88百万円で、その主なものは次のとおりであります。

・金型の取得 50百万円

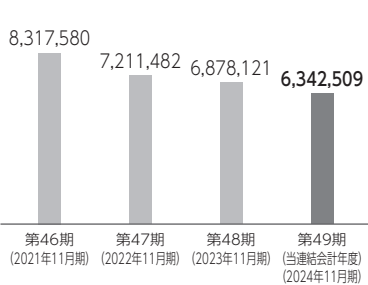
③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、資金調達において特記すべき事項はありません。

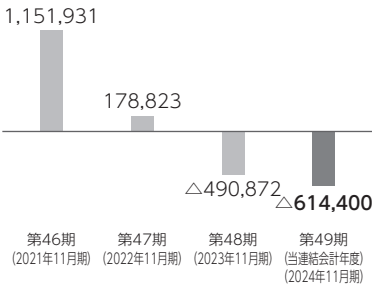
(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

		第46期 (2021年11月期)	第47期 (2022年11月期)	第48期 (2023年11月期)	第49期 (当連結会計年度) (2024年11月期)
売上高	(千円)	8,317,580	7,211,482	6,878,121	6,342,509
経常利益又は経常損失 (△)	(千円)	1,151,931	178,823	△490,872	△614,400
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失 (△)	(千円)	448,204	△47,538	△815,293	△672,018
1株当たり当期純利益又は1株当 り当期純損失 (△)	(円)	72.55	△7.69	△131.97	△108.78
総資産	(千円)	12,769,963	15,157,385	15,564,147	13,513,592
純資産	(千円)	5,045,747	5,885,094	5,567,283	4,901,998
1株当たり純資産額	(円)	816.73	952.60	901.15	793.47

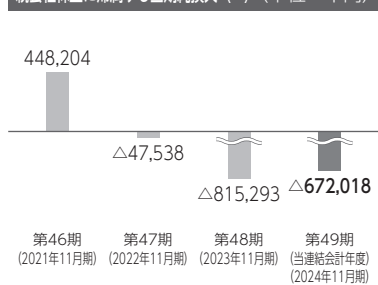
売上高 (単位：千円)



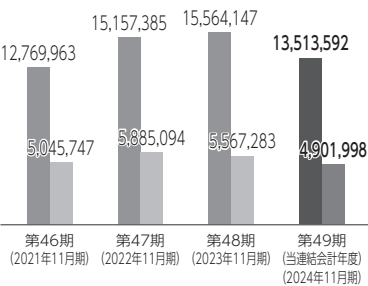
経常利益又は経常損失 (△) (単位：千円)



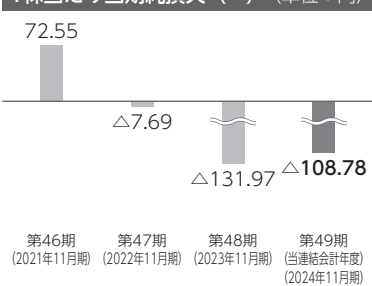
親会社株主に帰属する当期純利益又は
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (単位：千円)



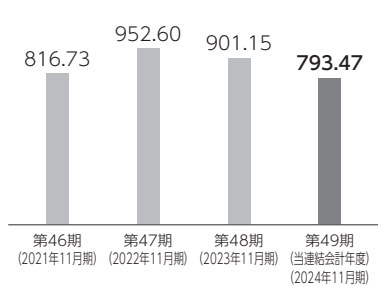
総資産／純資産 (単位：千円)



1株当たり当期純利益又は
1株当たり当期純損失 (△) (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
北海道電子工業株式会社	50,000千円	100%	自動認識装置の製造及び修理
Opticon Sensors Europe B.V.	544,536ユーロ	100%	自動認識装置の販売
Opticon, Inc.	400,000米ドル	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon S.A.S.	44,000ユーロ	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Ltd.	40,000英ポンド	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Sensoren GmbH	25,565ユーロ	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Sensors Nordic AB	100,000スウェーデンクローネ	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon S.R.L.	51,646ユーロ	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Sensors Pty.Ltd.	1,020,408豪州ドル	(100%)	自動認識装置の販売
歐光科技有限公司	31,000,000台湾ドル	(100%)	自動認識装置の物流に関する業務
欧光国際貿易（上海）有限公司	200,000米ドル	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Denmark ApS	80,000デンマーククローネ	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Sensors Philippines Inc.	200,000米ドル	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Latin America	227,000ブラジルレアル	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Vietnam LLC.	200,000米ドル	(100%)	自動認識装置の販売

(注) 議決権比率の（ ）は、間接所有割合です。

(4) 対処すべき課題

当社グループは創業以来、光と電子を高度な技術で融合させながら、画期的なバーコード読取製品を世界に出し、常に新たな領域へと挑戦を続けてまいりました。Only Oneの企業であること、Globalに発展する企業であることを目指し、自動認識業界においてトップクラスであることを理念とし、企業基盤の充実をはかり企業価値を高めて行く使命があると考えております。

2025年11月期におきましては、当社グループを取り巻く外部環境は依然として厳しい状況となっており、比較的堅調であった日本においても、設備投資の抑制などから顧客の保有在庫が消化されず、買い控えが生じることが想定されております。

また、製品原価の上昇及び価格競争に対応するため、2023年11月期から引き続き、主力のモジュール製品についてより入手しやすくコストを抑えた部品を使用した、価格競争力と付加価値の高い新製品の開発及びリリースを進めており、今後もこのような新製品の開発及びリリースに継続して取り組んでまいります。

具体的には、当社グループとして安定した収益を確保するため、以下の課題に取り組んでまいります。

① 開発体制

部品価格が高止まりする一方、販売価格に転嫁することが難しく、利益率の圧縮が急速に進んでおります。また、価格競争が激化しており、競合他社との差別化が課題となっております。この状況に対応するため、主力のモジュール製品についてより入手しやすくコストを抑えた部品を使用した新製品の開発及びリリースを進めており、今後もこのような新製品の開発及びリリースに継続して取り組んでまいります。

② 営業販売体制

2022年11月期までの部品・製品不足の反動により、顧客・代理店において製品在庫が滞留しており、既存顧客の需要が減少する見込みとなっております。この状況に対応するため、開発部門との緊密な連携により、顧客のニーズに合わせた設計・開発から導入までのサポート等のサービス体制を強化することで、競合他社との差別化を図り、売り上げの確保及び安定した取引先の開拓をすすめてまいります。

③ 生産体制

部品不足から一転し、製品在庫が大幅に増加していることから、在庫調整に努めてまいります。また、製造子会社である北海道電子工業においては、人員不足及びコスト低減に対応するため、ロボットの導入による生産ラインの自動化を実施し、生産の効率化と人的ミスの解消による製品品質の向上に努めてまいります。また、品質向上については開発、営業、購買、品質管理などの各部門と連携し積極的に取り組み、引き続きより高品質な製品を提供できるよう努めてまいります。

④ 管理体制

新型コロナウイルス感染症の感染拡大・収束を経て、働き方が急速に変化し在宅勤務体制が定着しております。当社は、引き続き現在の社会状況に合わせた新しい働き方の検討及びデジタル化の更なる推進と業務効率化を図ってまいります。

(5) 使用人の状況 (2024年11月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
日本	91 (13) 名	5名減 (1名増)
米国	21 (0) 名	4名減 (－)
欧州・アジア他	62 (0) 名	1名減 (1名減)
合 計	174 (13) 名	10名減 (－)

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
64 (5) 名	4名減 (1名増)	46.0歳	12.0年

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(6) 主要な借入先の状況 (2024年11月30日現在)

借入先	借入額
株式会社埼玉りそな銀行	2,589,989千円
株式会社みずほ銀行	1,039,568千円
株式会社三井住友銀行	720,433千円
株式会社日本政策金融公庫	700,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	659,372千円

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、ステークホルダーとの良好な関係を維持しつつ、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして認識しております。同時に、企業体質の強化と、事業基盤の拡充に必要な内部留保の充実を勘案した、バランスの良い政策を基本方針としております。

しかし、2020年11月期に多額の純損失を計上したこと、2022年11月期から三期続けて当期も純損失となったことから、当社単体では債務超過の状態が続いております。また、海外から配当等の方法で資本を移動することについては、海外子会社の安定した経営が困難になる恐れがあることから実施が難しい状況にあります。

このため、2024年11月期につきましても未だ配当可能な状態に至っておらず、まことに遺憾ながら、無配となります。当社単体の業績につきましては、21ページの「計算書類 貸借対照表」をご参照ください。

次期2025年11月期の配当につきましても、経営資源を事業活動に集中し業績の向上及び配当原資の回復に努めたく、無配の予想としております。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度において、2期連続で営業損失（2023年11月期 462,420千円、2024年11月期 532,020千円）、経常損失（2023年11月期 490,872千円、2024年11月期 614,400千円）、親会社株主に帰属する当期純損失（2023年11月期 815,293千円、2024年11月期 672,018千円）を計上しております。また、二期連続で営業キャッシュ・フローのマイナス（2023年11月期 1,490,820千円、2024年11月期 251,334千円）も計上しております。また、一部の取引金融機関からの借入金1,131,448千円については、現時点では期限の利益の喪失に係る条項を適用する旨の通知を受けていないものの財務制限条項に抵触しております。当該事象により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

当該状況を解消するため当社グループは、以下の対応策を実施いたします。

- ① 業務人員の縮小、賞与削減による人件費及びその他経費削減
- ② 製造コストを低減した新製品開発及び販売による売上総利益率の改善
- ③ 売値値上げによる売上総利益率の改善
- ④ 役員報酬返上

また、資金繰りについては、現金及び預金残高は4,701,792千円と十分であることに加え、上記対応策による早期の黒字化を計画しており、さらに各取引金融機関には今後の計画及び上記対応策の実施に関する説明と進捗に関する適時の報告を実施することで、継続的な交渉を行っており、今後1年間の資金繰りに懸念はないと判断しております。

以上のことから、継続企業の前提に関して重要な不確実性は認められないと判断しております。

2 会社の現況に関する事項

(1) 株式の状況 (2024年11月30日現在)

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 15,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 6,578,000株 |
| ③ 株主数 | 4,931名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
俵 政美	1,180,100株	19.10%
株式会社俵興産	613,600	9.93
秋元 利規	325,000	5.26
楽天証券株式会社	198,500	3.21
二反田 静太郎	176,600	2.86
F P 成長支援 A 号投資事業有限責任組合	150,000	2.43
神尾 尚秀	120,000	1.94
佐野 史和	110,000	1.78
松井証券株式会社	90,800	1.47
J P モルガン証券株式会社	68,700	1.11

(注) 1. 当社は、自己株式を400,048株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第3位を四捨五入して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員状況

① 取締役状況（2024年11月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	俵 政 美	北海道電子工業株式会社 代表取締役社長
取締役副社長	神 尾 尚 秀	Opticon Sensors Europe B.V. 代表取締役社長 Opticon,Inc. 代表取締役社長
取締役（監査等委員）	田 中 繁 明	北海道電子工業株式会社 監査役 株式会社OAGコンサルティンググループ 取締役 兼 グループ営業本部本部長 株式会社OAGコンサルティング 代表取締役 株式会社FOODOAG 代表取締役社長
取締役（監査等委員）	山 下 和 彦	株式会社チノー 社外監査役
取締役（監査等委員）	五十嵐 裕美子	一般財団法人社会変革推進財団 監事

- (注) 1. 取締役（監査等委員）田中繁明氏、山下和彦氏及び五十嵐裕美子氏の3名全員が社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）田中繁明氏、山下和彦氏及び五十嵐裕美子氏の3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）田中繁明氏は、税理士法人において長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）五十嵐裕美子氏は、弁護士資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、以下の理由により、常勤の監査等委員を選定しておりません。
- ・監査等委員の全員が社外取締役であり、かつ、独立役員として届出しており、社外取締役としての独立性を重視していること
 - ・取締役との活発な意見交換、内部監査部門を中心とした補助部門との連携ができていること
 - ・必要に応じて監査等委員が取締役会以外の重要な会議に出席できる体制ができていること
6. 2024年2月22日付で、取締役（監査等委員）穴田信次氏は任期満了により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

⑤ 取締役の報酬等の総額

イ. 役員報酬の決定等の方針

当社は、役員の報酬等の額又は算定方法の決定に関する委員会等は設立しておりませんが、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、以下のとおりです。

A. 基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的視点で経営に取り組むことが重要との考えから、基本報酬の水準と安定性を重視しており、個々の業務執行取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。他方、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した業績連動報酬等および株式報酬導入の必要性も十分認識しており、今後の検討課題とする。

B. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、株主総会で決議された総額の範囲内で総合的に勘案して決定するものとする。

C. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については基本報酬の額も含めて取締役会において決議するものとする。代表取締役社長は各取締役の基本報酬の額を取締役に提案するものとし、上記提案にあたり、社外取締役の適切な関与・助言を求めるものとする。

ロ. 取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	69,683千円	69,683千円	－	－	2名
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	11,400千円 (11,400千円)	11,400千円 (11,400千円)	－ (－)	－ (－)	4名 (4名)
合 計 （うち社外取締役）	81,083千円 (11,400千円)	81,083千円 (11,400千円)	－ (－)	－ (－)	6名 (4名)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員を除く）は2名、社外取締役（監査等委員）は3名であり、上記には、2024年2月22日付で任期満了により退任した取締役（監査等委員）1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 株主総会の決議による報酬限度額（2016年2月25日開催第40回定時株主総会にて改定）
- 取締役（監査等委員を除く） 年額 200百万円 当該株主総会終結時点の員数は3名（うち、社外取締役は0名）です。
- 取締役（監査等委員） 年額 40百万円 当該株主総会終結時点の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。
3. 当社は、使用人兼務取締役はおりません。
4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬は全て社内取締役に對するものであり、社外取締役の報酬について該当事項はありません。
5. 社外取締役（監査等委員）が当社の子会社等から受け取った報酬については、該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の選任基準及び独立性基準の概要

当社では、以下のとおり「社外役員の選任ならびに独立性に関する基準」を定めております。

<社外役員の選任基準の概要>

- A. 会社法上の社外役員の基準に合致していること
- B. 役員としての人格及び見識があり、誠実な職務遂行に必要な意志と能力が備わっていること
- C. 役員としてその職務を遂行するために必要な時間を確保できること

<社外役員の独立性基準の概要>

社外役員に選任された者のうち、以下に該当しない者とする。

- A. 当社議決権所有割合10%以上を保有している者またはその法人の業務執行者、監査役等
- B. 当社、当社の子会社及び関連会社の業務執行者または就任前から10年以内に当社グループの業務執行者であった者
- C. 過去3年間に於いて、当社グループの主要な取引先等またはその法人の業務執行者であった者。主要な取引先とは取引先に対する売上高が当社グループの売上高の10%を占めているかどうか、また当社グループの事業活動に欠くことができないような資金、商品、役務の提供があるかどうかによって判断する
- D. 当社の会計監査人である公認会計士または監査法人に所属している者または過去3年間に当社グループの監査を担当していた者（現在は退職している者を含む）
- E. 上記に該当しない公認会計士、税理士、または弁護士、その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に当社グループから過去3年間の平均で年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者
- F. 2親等以内の親族が上記A. ～E. のいずれかに該当する者
- G. 当社の一般株主との間で、上記A. ～F. の要件以外の事情で恒常的に利益相反が生じるおそれがある者

ロ. 社外役員の重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係

区分	氏名	兼職先及び兼職の内容	兼職先との関係
取締役 (監査等委員)	田 中 繁 明	北海道電子工業株式会社 監査役 株式会社OAGコンサルティンググループ 取締役 兼 グループ営業本部本部長 株式会社OAGコンサルティング 代表取締役 株式会社FOODOAG 代表取締役社長	北海道電子工業株式会社は当社の子会社であります。 株式会社OAGコンサルティンググループの子会社であるOAG税理士法人と顧問契約を締結しておりますが、当社からの顧問料等の支払額は過去3年間の平均で年間1,000万円未満であります。 その他2社につきましては、当社との間に特別な関係はありません。
取締役 (監査等委員)	山 下 和 彦	株式会社チノー 社外監査役	株式会社チノーは、当社との間に特別な関係はありません。
取締役 (監査等委員)	五十嵐 裕美子	一般財団法人社会変革推進財団 監事	一般財団法人社会変革推進財団は、当社との間に特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況		発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査等委員会	
取締役 (監査等委員)	田 中 繁 明	12/12回 (100%)	12/12回 (100%)	税理士法人において長年培われた経理・財務における専門知識及び会社役員としての経験と見識に基づき、取締役会において経営及び財務に関する適切な助言・提言を行っております。また、監査等委員会において監査結果の報告及び意見交換、重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員)	山 下 和 彦	12/12回 (100%)	12/12回 (100%)	金融機関において長年培われた専門知識及び会社役員としての豊富な経験と見識に基づき、取締役会において経営に関する適切な助言・提言を行っております。また、監査等委員会において監査結果の報告及び意見交換、重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員)	五十嵐 裕美子	10/10回 (100%)	10/10回 (100%)	弁護士として長年培われた法律に関する専門知識及び民間企業における法律業務、第三者委員会業務等の経験と見識に基づき、取締役会において法務に関する適切な助言・提言を行っております。また、監査等委員会において監査結果の報告及び意見交換、重要事項の協議等を行っております。

- (注) 1. 五十嵐裕美子氏は、2024年2月22日開催の第48回定時株主総会において就任したため、就任日以降開催された取締役会10回及び監査等委員会10回の出席状況を記載しております。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。
3. 当社は取締役会に上程される決議事項及び報告事項のうち重要な案件につき社外取締役に事前に内容を説明し、確認を得ております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	10,836,418
現金及び預金	4,701,792
受取手形	342,138
売掛金	1,224,375
有価証券	354,626
商品及び製品	2,216,893
仕掛品	135,413
原材料及び貯蔵品	1,568,542
その他	316,112
貸倒引当金	△23,476
固定資産	2,677,173
有形固定資産	2,253,683
建物及び構築物	1,327,435
機械装置及び運搬具	182,287
工具、器具及び備品	108,313
土地	554,178
リース資産	1,606
建設仮勘定	79,861
無形固定資産	270,393
その他	270,393
投資その他の資産	153,096
投資有価証券	8,000
繰延税金資産	1,991
その他	143,104
資産合計	13,513,592

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,347,781
支払手形及び買掛金	369,712
短期借入金	243,349
1年内返済予定の長期借入金	2,363,949
リース債務	679
未払法人税等	31,124
訴訟損失引当金	853,000
その他	485,967
固定負債	4,263,812
長期借入金	4,220,376
リース債務	1,215
繰延税金負債	32,537
その他	9,683
負債合計	8,611,594
純資産の部	
株主資本	3,816,023
資本金	942,415
資本剰余金	219,136
利益剰余金	2,866,913
自己株式	△212,442
その他の包括利益累計額	1,085,974
その他有価証券評価差額金	4,501
為替換算調整勘定	1,081,473
純資産合計	4,901,998
負債純資産合計	13,513,592

連結損益計算書 (2023年12月1日から2024年11月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		6,342,509
売上原価		3,860,365
売上総利益		2,482,144
販売費及び一般管理費		3,014,165
営業損失		532,020
営業外収益		
受取利息	63,445	
受取配当金	174	
受取賃貸料	13,584	
その他	1,750	78,955
営業外費用		
支払利息	57,801	
支払手数料	310	
為替差損	102,080	
固定資産除却損	1,110	
その他	31	161,334
経常損失		614,400
税金等調整前当期純損失		614,400
法人税、住民税及び事業税		31,625
法人税等調整額		25,991
当期純損失		672,018
親会社株主に帰属する当期純損失		672,018

計算書類

貸借対照表 (2024年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	3,797,485
現金及び預金	1,161,495
受取手形	1,024
電子記録債権	341,114
売掛金	605,263
商品及び製品	555,377
原材料及び貯蔵品	952,663
前渡金	6,296
前払費用	13,806
未収入金	161,126
その他	316
貸倒引当金	△1,000
固定資産	2,635,073
有形固定資産	1,838,096
建物	1,179,157
構築物	18,241
機械及び装置	13,968
車両運搬具	396
工具、器具及び備品	39,306
土地	505,558
リース資産	1,606
建設仮勘定	79,861
無形固定資産	267,547
借地権	234,040
ソフトウェア	33,507
投資その他の資産	529,428
投資有価証券	14,000
関係会社株式	372,363
出資金	60
敷金及び保証金	143,004
資産合計	6,432,558

科目	金額
負債の部	
流動負債	3,101,932
支払手形	64,246
買掛金	204,454
短期借入金	243,349
1年内返済予定の長期借入金	1,963,949
1年内返済予定の関係会社長期借入金	120,000
リース債務	679
未払金	83,656
未払費用	59,319
未払法人税等	8,329
未払消費税等	21,606
預り金	11,327
有償支給取引に係る負債	37,013
訴訟損失引当金	284,000
固定負債	4,306,591
長期借入金	3,525,376
関係会社長期借入金	780,000
リース債務	1,215
負債合計	7,408,524
純資産の部	
株主資本	△980,467
資本金	942,415
資本剰余金	219,136
資本準備金	219,136
利益剰余金	△1,929,576
利益準備金	16,467
その他利益剰余金	△1,946,043
繰越利益剰余金	△1,946,043
自己株式	△212,442
評価・換算差額等	4,501
その他有価証券評価差額金	4,501
純資産合計	△975,965
負債純資産合計	6,432,558

損益計算書 (2023年12月1日から2024年11月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,762,113
売上原価		1,932,176
売上総利益		829,936
販売費及び一般管理費		953,725
営業損失		123,788
営業外収益		
受取利息及び配当金	212	
受取賃貸料	22,371	
その他	460	23,044
営業外費用		
支払利息	54,661	
支払手数料	310	
為替差損	21,693	
固定資産除却損	157	
その他	31	76,854
経常損失		177,597
税引前当期純損失		177,597
法人税、住民税及び事業税		3,784
当期純損失		181,382

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年1月30日

株式会社オプトエレクトロニクス
取締役会 御中

三優監査法人 東京事務所 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	川 村 啓 文
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	佐 伯 洋 介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オプトエレクトロニクスの2023年12月1日から2024年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプトエレクトロニクス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年1月30日

株式会社オプトエレクトロニクス
取締役会 御中

三優監査法人 東京事務所 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	川 村 啓 文
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	佐 伯 洋 介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オプトエレクトロニクスの2023年12月1日から2024年11月30日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年12月1日から2024年11月30日までの第49期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等及び関連部門と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年1月30日

株式会社オプトエレクトロニクス 監査等委員会

監査等委員長(社外取締役) 田 中 繁 明

監査等委員 (社外取締役) 山 下 和 彦

監査等委員 (社外取締役) 五十嵐裕美子

以 上

以 上

会場

東京都千代田区丸の内1丁目8番地1号 丸の内トラストタワーN館11階

交通

東京メトロ銀座線・東西線／都営浅草線「日本橋駅」A3出入口



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。